

目黒区立下目黒小学校

P T A 規約

令和3年6月1日改定

『目黒区立下目黒小学校 P T A 規約』

(令和3年6月1日改定)

第1章 名 称

第1条 本会は目黒区立下目黒小学校 P T A と称し事務所を同校内に置く。

第2章 組 織

第2条 本会は下目黒小学校児童の保護者またはこれに代わる人(以下保護者という) および教職員(以下教員という)をもって組織する。

第3章 目 的

第3条 本会は会員相互の和親協力により民主社会の一員としての資質を向上し、民主教育に対する理解を深め、学校、社会教育の健全な発展に寄与して児童の福祉を増進することを目的とする。

第4章 方 針

第4条 本会は教育を本旨とする民主団体として活動し、非営利的、非宗教的、非政党的であって、本会及び本会の役員はその名において、本会の本来の事業以外の活動を目的とする団体およびその事業に関係せず、また、これらの候補者を推薦しない。

第5条 本会は自主独立のもので、他の如何なる団体の支配統制干渉をも受けない。

第6条 本会は学校の問題について討議し、またその活動を助けるために意見を具申するが、学校の管理や教員の人事に干渉しない。

第7条 本会は国および地方公共団体の適正な教育予算の充実に期するために協力する。

第5章 事 業

第8条 本会は第3章の目的を達成するため第4章の方針に従って次の事業を行う。

1. 会員相互の親睦を計り教養を高めるための活動
2. 学校、家庭、社会の教育的環境の整備
3. その他本会の目的を達成するための適切な活動

第6章 会 員

第9条 本会の会員資格は、児童が下目黒小学校に入学または転入学した時その保護者に、または教員が下目黒小学校に就任した時に、それぞれ生じ、児童の卒業、転退学、または教員の転退任によりそれぞれを失う。

第10条 会員は平等の権利を有し義務を負う。

第7章 会 計

第11条 本会の経理は、会費、その他の収入によってこれをまかなう。

第12条 会費は家庭単位に負担し、1家庭あたり年3,000円(保険料を含む)とする。ただし年度途中で転退学する場合、希望により在学中に申し出があった場合のみ月割りで返金する。

第13条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 役 員

第14条 本会に次の役員を置く。

- | | | | |
|----------|----|---------|--------|
| 1. 会 長 | 1名 | | |
| 2. 副会長 | 5名 | (保護者側4名 | 教員側1名) |
| 3. 書 記 | 3名 | (保護者側2名 | 教員側1名) |
| 4. 会 計 | 3名 | (保護者側2名 | 教員側1名) |
| 5. I T担当 | 3名 | (保護者側2名 | 教員側1名) |

- 第15条 役員の任期は原則 2 年とする。
ただし必要ある時は再任を妨げない。兼任は認めない。
任期中に転出した場合等、やむを得ない理由の際は 1 年での退任を認める。
- 第16条 会長は本会を代表し会務を総覧し、次の会務を行う。
1. 総会および実行委員会の招集
2. 実行委員会の承認を経て各部長、特別委員会の委員の任命
- 第17条 副会長は会長を補佐し会長事故あるときは代行する。
- 第18条 書記は総会並びに実行委員会の議事を正確に記録し、各種の事務をつかさどる。
- 第19条 会計は会計事務をつかさどり総会に会計監査委員の監査を経た決算報告をする。
- 第20条 I T 担当は情報共有や発信等にかかる I T 活用に関する事務をつかさどる。
- 第21条 1. 校長は特別顧問として本会のあらゆる会議に出席し、意見を述べることができる。
2. 教員は各部に所属し、うち 1 名は副部長となる。
- 第22条 本会に顧問および参与をおくことができる。
顧問および参与は実行委員会の承認を得て会長が推薦する。
顧問は会長の諮問に応じ、参与は会長の相談に応ずる。

第9章 委 員

- 第23条 本会に次の委員を置く。
会計監査委員 2 名
ただし必要あるときは会長が認めた委員を置く。
- 第24条 前条の委員の任期は 2 年とする。

第10章 役員および委員選出

- 第25条 役員および委員の選出規定は、総会の承認を経て別に設ける。

第11章 会 議

- 第26条 本会の会議は総会、実行委員会、役員会とし、別に会計監査委員会、特別委員会を置く。
- 第27条 定期総会は年度初めに開催する。ただし実行委員会が必要と認めたとき、または会員の 10 分の 1 以上の要求があったとき臨時総会を開く。
- 第28条 総会においては次のことを行う。
1. 会員に対する会務報告
2. 規約等の制定及び改定
3. 決算の承認
4. 予算案の審議決定

5. 活動計画案の審議決定
6. その他緊急事項に関する審議及び承認
- 第29条 総会は開会 5 日前に、提出する議案をつけて会員に通知する。
- 第30条 総会は会員の 5 分の 1 の出席を必要とする。ただし委任状を認める。
決議は出席者の 2 分の 1 以上の同意を必要とする。
- 第31条 実行委員会は本会の役員、各学年部長、広報部部長、校外・地域安全部部長、推薦部部長により構成される。
ただし会長が必要と認めた者を加えることができる。
- 第32条 実行委員会のもとに次の各部を置く。
○学年部 (各学級内活動の連絡・推進、学年活動の連絡・調整、等)
附属ベルマーク特別委員を設置する。
附属図書委員会を設置する。(2019年度から)
○推薦部 (選出規定に基づき役員候補者を推薦する)

- 広報部 (会員に対する広報活動、等)
- 校外・地域安全部 (児童の校外安全および地域活動への協力に関する活動、等)
- 第33条 実行委員会は次のことを行う。
1. 各部部長、校外安全部ブロック長の承認
 2. 各部から提出された議案の審議
 3. 総会提出議案の作成
 4. 必要に応じての小委員会の設置
 5. その他運営に関する問題の審議決定
- 第34条 実行委員会は原則として年6回開催する。ただし会長が必要と認めたときは臨時に開催することができる。
- 会議は構成員の2分の1以上の出席により成立し、議決は出席者の2分の1以上の同意を必要とする。
- 第35条 役員会は会長、副会長、書記、会計、I T担当によって構成する。ただし会長が必要と認めた者を加えることができる。役員会は本会の運営に関し計画の立案、諸案件の処理を行い実行委員会に提出する。
- 第36条 会計監査委員会は会計監査委員によって構成し、会計を監査して年度初めの総会に報告する。
- 第37条 特別委員会は運営の必要に応じて構成する。

第12章 付 則

- 1、本規約の決定及び改定は総会において出席者の3分の2以上の同意を必要とする。
- 2、本改定は令和3年6月1日より適用する。ただし第14条5、第20条、第35条に規定するI T担当の選出は令和4年度からとする。

『役員および委員選出規定』

(令和3年6月1日改定)

- 第1条 目黒区立下目黒小学校PTA規約第24条による役員および委員の選出は、本規定による。
- 第2条 役員および会計監査委員は、推薦部の推薦により年度末において会員の過半数の承認書提出によって承認される。ただし、年度の途中において欠員を生じた場合は、役員会において候補者を選考し、実行委員会に推薦の上その承認を得て補充することができる。
- 第3条 役員および会計監査委員候補者名は全会員に公示する。
- 第4条 役員および会計監査委員候補者は役員候補者推薦部により選考決定される。
- 第5条 推薦する候補者は必ず本人の承諾を必要とする。
- 第6条 選出される役員および会計監査委員は次の通りとする。
- | | | |
|---------|-----|-------------|
| 会 長 | 1 名 | |
| 副 会 長 | 5 名 | (内 1 名は副校長) |
| 書 記 | 3 名 | (内 1 名は教員) |
| 会 計 | 3 名 | (内 1 名は教員) |
| I T 担 当 | 3 名 | (内 1 名は教員) |
| 会計監査委員 | 2 名 | |
- 第7条 推薦部員は各々の役職ごとに候補者を選考する。ただし、教員側の候補者については教員に委託する。
- 第8条 特別委員は必要が生じた都度、会長が実行委員会の承認を得て任命する。任期はその都度定める。
- 第9条 各学級において学年部1名、推薦部1名を選出する。ただし1学年1学級の場合は、学年部委員については2名を選出する。広報部は原則として各学級において1名を選出するが、会長が認める場合は各学年において学級数の人数を選出する。
- 第10条 前条の委員選出にあたっては希望者を優先するとともに、運営部が保護者会での確認その他適切な手段により本人の意思確認を行うものとする。
- 第11条 各学年部長は同学年の各学級代表の互選により選出する。
- 第12条 各部の部長および副部長は各学級から選ばれた委員の互選により選出する。
- 第13条 各地区のブロック長および班長は同地区内会員の互選により選出する。
- 第14条 校外・地域安全部部长および副部長は各班長の互選により選出する。

付 則

1. 本規定を改定するには総会において出席者の3分の2以上の同意を必要とする。
2. 本改定は令和3年6月1日より適用する。ただし第6条に規定するIT担当の選出は令和4年度からとする。

下目黒小学校 P T A 組織図

